

伊達政宗公の大河ドラマ誘致応援団に関する細則

（目 的）

第1条 本細則は、「伊達政宗公の大河ドラマを誘致する会」（以下「誘致する会」という。）会則第12条の規定に基づき、個別の法人などが政宗公の生涯をテーマとした大河ドラマの誘致活動を応援するため、「伊達政宗公の大河ドラマ誘致応援団」（以下「応援団」という。）の関する必要な事項を定めるものとする。

（構 成）

第2条 応援団は、法人（株式会社、特定非営利活動法人、宗教法人など）及び任意団体等（以下「法人等」という。）のうち、次に掲げるいずれの条件も満たすものをもって構成する。

- （1）誘致する会の目的に賛同し、署名活動や広報活動等可能な範囲で協力・応援する意思がある
- （2）「誘致する会」の各業務の円滑な遂行を妨げる恐れがない
- （3）反社会的勢力との関連を有しない

（入 団）

第3条 応援団への入団を希望する法人等は、申請書を事務局に提出するものとする。

2 入団の承認は、誘致する会の事務局が行う。

3 誘致する会の事務局は、入団した法人等が前条の要件を満たさないと認めた場合は、入団の承認を取り消すものとする。

（活 動）

第4条 応援団に入団した法人等は、可能な範囲で次の活動を行う。

- （1）署名活動や情報発信、機運醸成イベント等への参加
- （2）その他、誘致する会の応援に資する事業

附 則

この細則は、令和8年8月1日から施行する。